愛媛県防災服刷新業務委託事業者募集要領

1 趣旨

この要領は、愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課が防災服を刷新するにあたり、デザイン及び作製を包括して委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を求めるために必要な事項を定めるものである。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件(「5 企画提案の参加資格」参照)に該当する事業者から、公募により 委託業務に係る企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容で あると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議・調整を行った上で、 県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づ き、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

3 委託業務の概要

(1) 業務名

愛媛県防災服刷新業務

(2) 業務内容

別添「愛媛県防災服刷新業務 仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 見積限度額

15,200 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5) スケジュール

令和7年 11月17日(月) 公募開始

令和7年 11月25日(火) 午後5時まで参加申込締切、質問受付締切

令和7年 11月28日(金) 午後5時まで企画提案書等の提出締切

令和7年 12月初旬 審查委員会(書面審查)

令和7年12月初旬審査結果通知令和7年12月初旬契約締結

令和8年 3月31日(火) 納入期限

4 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局 防災危機管理課 防災服担当

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2335

FAX番号 089-941-2160

メールアドレス bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp

5 企画提案の参加資格

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に本店・支店・営業所があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書提出時において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社 更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされてい ないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生 計画認可の決定を受けている者を除く。)。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 過去に官公庁又は企業が発注する同様の業務の受注実績があること。

6 募集要領の配布

(1) 募集要領の掲載期間

令和7年11月17日(月)から令和7年11月28日(金)まで

(2) 募集要領の交付方法

募集要領等は、(1)の期間、愛媛県ホームページの発注情報において閲覧することができる。

※愛媛県ホームページ (https://www.pref.ehime.jp/)

7 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、参加申込書(様式1)を提出すること。

(1)提出方法

持参、郵送又は電子メールにより「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。

(2) 提出期間

持参による場合は、令和7年11月25日(火)までの執務時間中(国民の祝日を除く 月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで)とする。なお、郵送又は電子 メールによる場合は、令和7年11月25日(火)必着とする。

(3) その他

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、令和7年11月28日(金)17時15分までに、辞退届(様式2)を提出すること。

8 質問書について

質問がある場合は質問書(様式3)を提出すること。

(1)提出方法

- ・様式を用いて電子メールにより「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。
- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問(愛媛県防災服刷新業務)」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者 に、電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的 な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- ・提出期間

令和7年11月25日(火)までとする。

9 企画提案書の提出

(1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案提出書(様式4)1部イ 提案者の概要書(様式5)1部ウ 企画提案書(様式指定なし)5部エ 見積書(様式指定なし)1部

(2) 企画提案書等の作成方法

- ・企画提案書には、提案業務に関する評価を受けるため、仕様書に基づく具体的な提案 事項、業務運営体制、スケジュールを記載すること。
- ・記述は、できる限り平易な表現(図表等を含む。)を用いるとともに、用紙は、日本産業規格A4判を基本として作成すること。
- ・企画提案書にベースとなるデザイン案を1案記載すること。 また、ベースデザインをアレンジした案を2案記載すること。
- デザイン案については日本産業規格A3判とすること(別紙可)。
- ・企画提案者は、提案する防災服のサンプル品(同等品可)を企画提案にあたり県に貸与すること。※契約候補者を決定した後、貸与を受けたサンプル品は返却する。
- ・見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量など内訳を詳細に記載すること。
- (3) 提出方法

持参又は郵送により「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。

(4) 提出期間

持参による場合は、令和 7 年 11 月 28 日(金)までの執務時間中(国民の祝日を除く月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで)とする。なお、郵送による場合にあっては、令和 7 年 11 月 28 日(金)必着とする。

(5) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合は、この限りでない。

- イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、参加事業者1者につき、1通のみとし、複数の提出は認めない。

10 最優秀提案者の選定

(1) 選定方法等

委託候補者選定のため、審査会を設置し、提出された企画提案書の書面審査により審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた企画提案を行った者を契約候補者として選定する。

(2)ヒアリング

原則、書類審査とするが、必要に応じ、時間、場所及び実施内容等に係る詳細通知を 行った上で、ヒアリングを実施する場合がある。

(3)審査基準

別紙に掲げる項目を総合的に評価する。

11 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については、通知しない。

12 契約方法

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの

規定による。

- (3) 別添仕様書は、当該業務に必要な最低限の内容を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加され、又は修正される場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を選定事業者とし、 契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

13 契約書の作成について

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。
- (2) 電子契約を希望する場合は、令和7年 11 月 25 日 (火) までに電子メール (bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp) に「電子契約同意書兼メールアドレス 確認書 (様式5)」を提出すること。
- (3) 前記 12 により、契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内 (土 日、祝日は含まない。) に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 県が契約の相手方と契約書に記名して押印(電子契約の場合は、電子署名) しなければ、委託契約は確定しないものとする。

14 その他

- (1) この企画提案書の作成及びサンプル品の提出並びにプレゼンテーションへの出席に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。